

長野県屋外広告物条例に基づき、

北陸新幹線沿線地域における屋外広告物規制が、

平成26年4月1日から、長野以北【新飯山駅周辺】について、適用されます。



屋外広告物は、訪れる人々を適切に案内したり、情報を与えてくれるなど、日常生活に多くの利便をもたらしています。しかし、このような屋外広告物も、無秩序・大量に表示されると、自然やまちの美しさを損ねることにもなります。

長野県内において、市町村を通過する新幹線や高速道路などの沿線地域は、現在、屋外広告物の規制が適用されています。北陸新幹線飯山駅開業を間近に控える飯山市においても、市民や屋外広告物掲出事業者などとともに、良好な景観を形成し、風致を維持し、公衆に不快感を与えない観点から、屋外広告物を適切に規制する必要があります。

まちの顔、信越自然郷の玄関口の、美しいまち並景観づくりに対するご理解とご協力をお願いします。

(長野県屋外広告物条例第4条～第8条関係)

今回の規制延伸対象区間

北陸新幹線長野以北の沿線地域を対象に、飯山市は、「中野市との市境から長峰トンネル入口まで」の区間が対象です。

規制の対象範囲

1、禁止地域（屋外広告物を表示設置してはいけない地域）

：新幹線軌道から両側各500メートルの範囲内

※ただし、飯山都市計画に定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域は除かれます。また、自己の事業所などに表示する表示面積10㎡以下の自己用広告物は除かれるなどの適用除外の規定があります。

2、許可地域（屋外広告物を表示設置する場合に許可が必要な地域）

：新幹線軌道敷から両側各1000メートルの範囲内

※屋上広告物、壁面広告物、袖看板、地上広告物を表示設置する場合、それぞれ大きさや高さなどの制限があります。

※規制区間や対象範囲、基準の詳細は次面をご覧ください

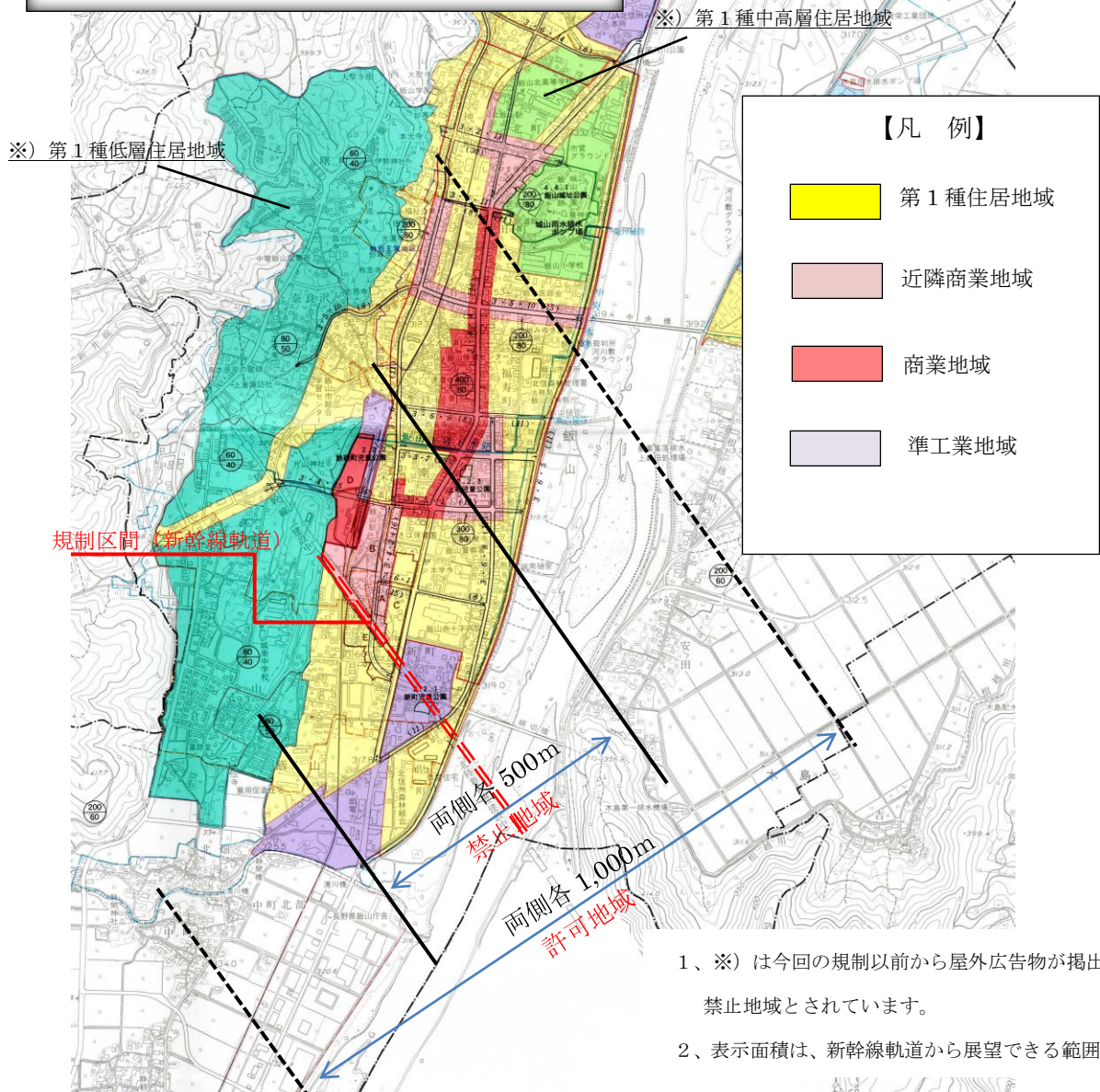
【お問い合わせ】

飯山市役所 建設水道部 まちづくり課 まち並整備係 まで

電話 62-3111 FAX 62-6221

E-mail machi@city.iiyama.nagano.jp

規制区間及び禁止・許可地域の範囲



禁止地域における適用除外となるもの

- 1) 公職選挙法その他法令の規定に基づく選挙運動のために表示し、又は設置するもの
- 2) 法令の規定により表示又は設置を義務付けられたもの
- 3) 国、地方公共団体が掲出する、公益上必要と認められるもの
- 4) 自己の事業所に表示する一定規模以下の自己用広告物
(表示面積 10 m²以下)
- 5) 祭典その他慣例上使用するもの
- 6) 一時的又は仮設的なもので、表示期間 30 日を超えないもの
- 7) 営利を目的としない一定期間内のもの
- 8) 著名な地点又は公共的な施設への案内のために掲出されるもので、市町村長の許可を受けたもの

許可地域における許可の基準

【1屋上広告物】

- 広告物本体の高さ 13m以下
- 建築物の高さに対する本体の高さ割合 10分の6以下
- 建築物から横にはみ出さない

【2壁面広告物】

- 表示面積の合計が広告物を表示する壁面の 10分の4以下

【3袖看板】

- 下端の高さ 道路から 4.7m以上(歩道上は2.5m)
- 壁面からの出幅 1.5m以下 ■ 道路上の出幅 1.0m以下
- 壁面の上端を越えないこと

【4地上広告物】

- 高さ 13m以下 ■ 表示面積 合計 50 m²以下

注意：新幹線沿線の規制範囲であっても、国道 117 号特別規制地域及び飯山市沿道景観維持に関する指導要綱で定められている地域においては、従来どおり前記の規制を適用します。